平成２５年（フ）第３１１号
広島市安佐北区可部２丁目14番６―102号
債務者　渡邊　弥生
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５３号
広島県東広島市高屋町造賀6315番地
債務者　荒谷　知里
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３０号
山梨県北杜市大泉町西井出8240番地1127
債務者　能勢　純子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
山梨県甲斐市長塚825番地　ハイツ長嶋Ｎ―103
債務者　保坂　博繁
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
大分市大字羽屋25番地の１　サンライズ豊府811
債務者　森山亜由美
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５４号
大分市牧２丁目４番17号　フローレスハイツ21―207
債務者　伊村　喜雄
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１６４号
大分市羽田382番地の３　市営羽田住宅Ｂ306
債務者　中山　咲希（旧姓甲斐・井ノ上）
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１８３号
大分市大字羽屋927番地の19　エクセレント花園201
債務者　神田　京子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９１４号
神戸市須磨区稲葉町６丁目２番23号
債務者　茂山玉姫こと　梁　　玉姫
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７３９号
名古屋市緑区大清水２丁目702番地
債務者　亀井　正信
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５３２５号
東京都足立区鹿浜５丁目28―６―601
債務者　逸見　達也
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３２８号
東京都足立区栗原１丁目２―１―325
債務者　高橋　忠久
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３２９号
東京都杉並区浜田山１丁目30―13―203
債務者　洲鎌　陽子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３５６号
東京都杉並区和泉２丁目26―49　ウエルストンⅣ101
債務者　内山　　睦
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３６２号
東京都府中市晴見町３丁目14―８―103
債務者　高野由香里
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３６９号
埼玉県川口市大字安行小山443―１　大場第３ビル202
債務者　小田　睦子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４０２号
神奈川県茅ヶ崎市松が丘１丁目１―77―323
債務者　田中　未希（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部